

富士吉田市地域防災計画（案）

令和4年3月

富士吉田市防災会議

〔目 次〕

総 則 編

第 1 章	地域防災計画の概要.....	1
第 2 章	防災の基本方針.....	3
第 3 章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第 4 章	富士吉田市の概要と過去の災害履歴.....	17

一般災害編

第1章 災害予防計画

第1節	防災組織の充実	22
第2節	防災知識の普及に関する計画	24
第3節	防災訓練に関する計画	28
第4節	防災施設・資機材の整備計画	31
第5節	火災予防計画	32
第6節	風水害等災害予防計画	36
第7節	農林災害予防計画	40
第8節	建築物災害予防計画	41
第9節	文化財災害予防計画	42
第10節	特殊災害予防対策計画	43
第11節	情報通信システム整備計画	45
第12節	原子力災害予防計画	47

第2章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	48
第2節	職員の配置及び動員計画	63
第3節	応援協力要請計画	67
第4節	予報及び警報等の伝達計画	69
第5節	災害通信計画	80
第6節	雪害予防計画	84
第7節	被害状況等報告計画	88
第8節	自衛隊災害派遣要請計画	95
第9節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	98
第10節	広報計画	103
第11節	災害救助法の適用計画	105
第12節	避難計画	115
第13節	要配慮者対策計画	128
第14節	食料供給計画	134
第15節	給水計画	137
第16節	生活必需物資供給計画	141
第17節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	143
第18節	医療助産計画	145
第19節	防疫計画	152
第20節	廃棄物処理対策計画	154

第21節	救出計画	156
第22節	遺体の捜索及び保護並びに埋葬計画	158
第23節	障害物除去計画	160
第24節	教育計画	162
第25節	緊急輸送計画	167
第26節	交通対策計画	169
第27節	消防計画	174
第28節	水防計画	179
第29節	生活関連施設等の応急対策計画	188
第30節	民生安定事業計画	193
第31節	労働力確保計画	200
第32節	自主防災組織等協力要請計画	201
第33節	原子力災害応急対策計画	202

第3章 災害復旧対策計画

第1節	計画の方針	205
第2節	激甚災害の指定に関する計画	206

地震編

第1章 想定地震及び富士吉田市の被害想定

第1節	地震編の概要	207
第2節	想定地震	207
第3節	被害想定	209

第2章 災害予防計画

第1節	防災組織の充実	214
第2節	防災知識の普及に関する計画	214
第3節	地震に強いまちづくりの推進	216
第4節	生活関連施設の安全対策の推進	219
第5節	建築物災害予防計画	223
第6節	防災施設・資機材の整備計画	226
第7節	広域応援体制整備計画	226
第8節	特殊災害予防計画	226
第9節	地震火災対策の推進	227
第10節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	230
第11節	防災ボランティア育成強化計画	236
第12節	防災訓練に関する計画	238
第13節	要配慮者対策の推進	240
第14節	文化財災害予防計画	243
第15節	情報通信システムの整備	243

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	244
第2節	職員の配備及び動員計画	246
第3節	応援協力要請計画	250
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	250
第5節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	250
第6節	地震災害情報等の収集伝達計画	251
第7節	災害通信計画	255
第8節	被害状況等報告計画	255
第9節	広報計画	255
第10節	被災建築物応急危険度判定計画	258
第11節	災害救助法の適用計画	261

第12節	避難計画	261
第13節	給水計画	263
第14節	食料及び生活必需物資供給計画	263
第15節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	264
第16節	医療助産計画	264
第17節	防疫計画	264
第18節	廃棄物処理対策	265
第19節	救出計画	265
第20節	遺体の捜索及び保護並びに埋葬計画	267
第21節	障害物除去計画	267
第22節	教育計画	267
第23節	緊急輸送計画	269
第24節	交通対策計画	269
第25節	消防計画	269
第26節	生活関連施設等の応急対策計画	273
第27節	民生安定事業計画	277
第28節	労働力確保計画	277
第29節	自主防災組織等協力要請計画	277

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	278
第2節	東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の対策体制及び活動	279
第3節	情報活動	287
第4節	広報活動	291
第5節	避難活動	293
第6節	警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等	297
第7節	消防、水防等計画	299
第8節	住民生活防災応急活動	300
第9節	防災関係機関の講ずる措置	303
第10節	交通対策	308
第11節	幼児、児童、生徒等の保護活動	312
第12節	自主防災活動計画	313
第13節	事業所等対策計画	315
第14節	市が管理又は運営する施設に関する計画	316

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

第1節	計画作成の趣旨	317
第2節	防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	317
第3節	南海トラフ地震臨時情報等について	317
第4節	時間差発生時における円滑な避難の確保等	319

第6章 災害復旧対策計画

第1節	計画の方針	323
第2節	激甚災害の指定に関する計画	323

富士山火山編

第1章 総論

第1節	富士山火山編の概要	324
第2節	活火山としての富士山	324
第3節	富士山との共生	324
第4節	富士山の現況等	324
第5節	想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性	326
第6節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	329
第7節	避難計画	334

第2章 災害予防計画

第1節	火山防災対策の検討体制の整備	342
第2節	関係機関との連携体制の整備	342
第3節	避難活動体制の整備	342
第4節	災害に強いまちづくり	344
第5節	防災関連施設・地域防災力等の把握	344
第6節	情報伝達体制の整備	345
第7節	火山観測・監視体制の整備	347
第8節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育	347
第9節	防災訓練	349
第10節	火山専門家との協力体制の整備	349
第11節	自主防災活動	350
第12節	各施設等の防災対応力の向上	350
第13節	家畜避難及び逃走防止の措置	351
第14節	緊急輸送体制の整備	351
第15節	道路啓開体制の整備	351
第16節	医療救護体制の整備	351
第17節	食料及び生活必需品の調達	352
第18節	飲料水の確保、給水活動	352
第19節	災害ボランティア支援体制の整備	353
第20節	要配慮者支援体制の整備	353

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	354
第2節	職員の配備体制	357
第3節	移転・廃止基準	357
第4節	情報の伝達・収集・広報	358
第5節	避難行動	361
第6節	避難区域・警戒区域の見直し	364
第7節	一時帰宅の実施	364
第8節	家畜避難及び逃走防止	364
第9節	交通応急対策	365
第10節	民心・社会秩序安定のための活動	366
第11節	降灰対策	366
第12節	被害拡大防止対策	367
第13節	災害救助法による支援	367
第14節	住宅供給の実施	367
第15節	残留者・行方不明者等の搜索	368
第16節	災害ボランティア支援対策	368
第17節	要配慮者支援対策	368

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節	継続災害	370
第2節	風評被害発生時の防止対策	370
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給	370
第4節	恒久住宅等の供給・再建	370
第5節	義援金品募集配分計画	371
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	371
第7節	職業安定	371
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	371
第9節	火山資源の活用	371
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備	372

総 則 編

第1章 地域防災計画の概要

第1 目的

本市は、富士山の北麓に位置する高原上に発達した都市であり、地形的には富士火山地、山地、低地の三地形に区分され、市域の80パーセント以上が山林、原野で占められている。また、急勾配な溪流もあり、地震、暴風、豪雨、土砂災害など多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

一方で、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項の規定により、富士吉田市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る災害に関し、市の処理すべき事項や地域内の防災機関を包含した総合的、機能的な計画として定め、すべての機能を効率的に発揮して防災活動の万全を期し、もって住民の生命、身体及び財産を、災害から保護することを目的とする。

第2 編成

この計画の編成は、次の5編からなる。

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

- 1 総 則 編
- 2 一般災害編
- 3 地 震 編
- 4 富士山火山編
- 5 資 料 編

第3 計画の性格

この計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル(実践的応急活動要領)等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第4 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び「山梨県地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに東日本大震災や阪神淡路大震災を教訓に、震度7を視野に入れるとともに、近年の気象災害及び火山噴火災害を踏まえて、富士吉田市防災会議が見直しを行ったものであり、今後にも必要に応じ修正を加え内容の充実を期する。

資料編 ・ 富士吉田市防災会議条例 (P 9)

第5 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当の主管課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 市民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、市民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要である。したがって、市は、市民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第2章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において市、県、国、公共機関、市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備並びに充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等を行う。
- 3 市民の防災活動を促進するため、市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 市民の隣保協同の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図るため、各自主防災組織にリーダーとなりうる防災士の育成を促進させる。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報及び富士山の噴火警戒レベル情報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- 2 災害が発生する恐れがある場合は災害の危険予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、情報の迅速な収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立並びに他機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 4 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 5 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、避難者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 6 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 7 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 8 被災者について避難先から安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 9 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 10 被災者の健康状態の把握並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等

の保健衛生活動、防疫活動並びに迅速な遺体の処理等を行う。

- 11 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 12 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 13 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 14 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ市民の避難、応急対策の実施を行う。
- 15 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県、市町村等との連携

大規模災害にも対応しうる即応体制を充実するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、都道府県、市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 災害予防

ア 富士吉田市防災会議及び富士吉田市災害対策本部の設置、運営

イ 防災に関する組織の整備並びに情報等の伝達

ウ 防災に関する訓練の実施並びに教育及び広報

エ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

オ 防災に関する施設及び設備の点検・整備並びに危険物施設等の災害の防止

カ 災害に伴う調査及び被害状況の想定

キ 建築物等耐震対策の強化促進

ク 危険物等災害予防対策の推進

ケ 犯罪予防、交通規制及び社会秩序の維持

コ 地震防災応急計画の作成

サ 市内の公共的団体等自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する災害対策の推進

シ 大震火災対策の推進

ス アからシまでのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障とな

るべき状態等の改善並びに、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との連絡体制を整備する。

(2) 災害応急対策

- ア 警報の発令及び情報の伝達、収集並びに避難指示
- イ 地震災害警戒本部及び気象災害等における警戒本部の設置等
- ウ 東海地震の警戒宣言、予知情報や注意情報、火山噴火や気象における特別警報等の伝達及び広報
- エ 市長の避難の指示及び避難者の保護
- オ 災害対策本部の設置及び運営
- カ 市が管理する施設等の応急措置
- キ 地震情報の伝達並びに避難の指示
- ク 警戒宣言発令時の消防、水防等の応急措置と飲料水の緊急貯水
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持
- コ 緊急輸送、食糧、医療品その他物資の確保
- サ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置
- シ 防災資機材及び人員等の配備
- ス 被災者の食糧、飲料水、生活必需品の供給、救難救助その他の保護
- セ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ソ 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧
- タ 防災関係機関に対する応援要請
- チ アからタまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び災害の再発防止事業の推進、将来の災害に備える措置
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部（以下「消防本部」という。）

（富士吉田消防署）

- (1) 建築物の安全措置
- (2) 火災予防措置
- (3) 大震火災対策及び消防力の強化
- (4) 危険物等の規制及び安全措置
- (5) 消防計画、地震防災規模の作成指導
- (6) 救助、救急措置
- (7) 火災の鎮圧その他の災害の軽減措置
- (8) 地震に関する教育広報
- (9) その他富士吉田市から要請された事項
- (10) 富士吉田市消防団との業務連絡に関する事項

3 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ケ 建築物等耐震対策の強化促進
- コ 危険物等災害予防対策の推進
- サ 地震防災応急計画の作成指導
- シ 自主防災組織の育成、指導、その他県民の災害対策の推進
- ス 大震火災対策の推進
- セ 前号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は地震予知に関する情報、南海トラフ地震に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- カ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示
- キ 消防、水防その他の応急措置
- ク 被災者の救難、救助その他の保護
- ケ 市町村長からの要請による物資等の供給、あつ旋及び備蓄物資の放出
- コ 応急教育の実施
- サ 被災施設及び設備の応急復旧
- シ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ス 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- セ 緊急輸送の確保
- ソ 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- タ 広域一時滞在に関する協定の締結
- チ 他機関への応援要請
- ツ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災施設等の復旧及び災害の再発防止事業の推進、将来の災害に備える措置
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

4 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）

イ 融資関係

（ア） 地方公共団体に対する災害復旧事業費の貸付

（イ） 地方公共団体に対する短期資金の貸付

ウ 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示

エ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置

（ア） 預貯金等の払戻し等の特例措置

（イ） 手形交換の特別措置

（ウ） 休日営業の特例措置

（エ） 融資の迅速化及び簡素化の特例措置

（オ） 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

（カ） 保険料支払いの迅速化措置

オ 国有財産関係

（ア） 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与

（イ） 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与

（ウ） 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

(2) 関東農政局（山梨県拠点）

ア 災害予防

（ア） ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導

（イ） 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備

イ 災害応急対策

（ア） 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告

（イ） 災害時における種もみ、その他営農資材の確保

（ウ） 災害時における生鮮食料品等の供給

（エ） 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除

（オ） 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員

（カ） 応急用食料の調達・供給対策

ウ 災害復旧

（ア） 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施

（イ） 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

エ 災害時における食料の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置

- オ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- カ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- キ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
- ク 地震防災に関する情報の収集及び報告
- ケ 主要食糧等の在庫状況把握
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
 - カ 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - キ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
 - カ 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - キ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ク 地震情報の発表と伝達
 - ケ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - コ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信器及び災害対策用移動電源車の貸し出し
 - エ 災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (7) 山梨労働局
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び

特殊設備の安全確保のための検査

イ 事業場内労働者の二次災害の防止

ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予

エ 災害復旧工事における安全の確保

- (8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）、中部地方整備局（富士砂防事務所）

管轄する河川、砂防、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

（ア） 災害対策の推進

（イ） 防災上必要な教育及び訓練

（ウ） 通信施設等の整備

（エ） 災害危険区域等の関係機関への通知

（オ） 官庁施設の災害予防措置

（カ） 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等

（キ） 水防活動、土砂災害防止活動

（ク） 建設機械の現況及び技術者の現況の把握

（ケ） 災害時における復旧資材の確保

（コ） 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等

（サ） 災害時のための応急復旧資機材の備蓄

（シ） 危機管理体制の整備

（ス） 災害、防災に関する研究、観測等 の推進

（セ） 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

（ア） 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（イ） 活動体制の確立

（ウ） 政府本部への対応等

（エ） 災害発生直後の施設の緊急点検

（オ） 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

（カ） 災害発生時における応急工事等の実施

（キ） 災害発生時における交通の確保等

（ク） 緊急輸送

（ケ） 代替輸送

（コ） 二次災害の防止対策

（サ） ライフライン施設の応急復旧

（シ） 地方自治体等への支援

（ス） 被災者・被災事業者に対する措置

（セ） 災害発生時における広報

- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興対策

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 都市の復興
- (エ) 被災事業者等に対する支援措置
- (オ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
- (カ) 借地借家制度等の特例の適用
- (キ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

オ 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画)

- (ア) 地震防災応急対策に係る措置
- (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- (ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ
- (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
- (オ) 地震防災上必要な教育及び広報

カ 南海トラフ地震防災対策推進計画

- (ア) 初動体制の立上げ
- (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
- (ウ) 被災状況等の把握
- (エ) 被災者の救命・救助
- (オ) 被害の拡大防止・軽減
- (カ) 被災した地方公共団体支援
- (キ) 被災者・避難者の生活支援
- (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
- (ケ) 強い揺れへの備え
- (コ) 巨大な津波への備え

キ 首都直下地震対策計画

- (ア) 首都中枢機能の継続
- (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
- (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
- (エ) 被災状況等の把握
- (オ) 被災者の救命・救助
- (カ) 被害の拡大防止・軽減
- (キ) 被災した地方公共団体支援
- (ク) 被災者・避難者の生活支援
- (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
- (コ) 強い揺れへの備え

- (サ) 巨大な津波への備え
- ク 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

5 陸上自衛隊（第1特科隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資器材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
 - カ 隊員の非常参集態勢の整備
 - キ その他
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - オ 地震災害警戒本部会議への参加
 - カ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置

6 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話(株)（山梨支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ山梨支店
 - ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
 - イ 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
 - エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る
 - カ 主要通信の確保
 - キ 気象警報等の市町村長への伝達
 - ク 通信疎通状況等の広報
 - ケ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (2) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備

- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分
- (3) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
 - ウ 非常組織の整備
 - エ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - オ 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - カ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- (4) 中日本高速道路(株)（八王子支社大月管理事務所）
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
 - エ 東海地震等に関連する情報及び南海トラフ地震に関連する情報の伝達
 - オ 利用者への広報
 - カ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - キ 緊急輸送を確保するための措置
- (5) 日本通運(株)（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
 - エ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - オ 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
- (6) 東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
 - エ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
- (7) 日本銀行（甲府支店）
 - ア 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請
 - イ 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
 - オ 警戒宣言発令時以降の通貨の円滑な供給に必要な事前の諸措置
 - カ 警戒宣言発令時以降における金融上の応急措置についての要請及び助言
 - キ 警戒宣言発令時以降における預貯金引出の集中等店頭混乱の未然防止のために必要な広報

に対する協力要請

(8) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）

- ア 地方公共団体または郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- オ 郵便窓口業務の維持
- カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- キ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

7 指定地方公共機関

(1) 放送機関（(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士）

- ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
- イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
- ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
- エ 非常組織の整備
- オ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動

(2) 輸送機関（富士急行(株)、富士急山梨バス(株)、(社)山梨県トラック協会）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
- エ 知事及び各機関からの車両借上げ要請に対し、速やかに即応する体制の整備

(3) ガス供給機関（吉田ガス（株）、（社）山梨県L Pガス協会）

- ア ガス供給施設の耐震・保安整備
- イ 被災地に対するガス供給の確保
- ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- エ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配

(4) 医師会（富士吉田医師会）

- ア 被災者に対する救護活動の実施
- イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

8 富士吉田警察署

- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- ウ 被災者の救出、救護
- エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) クレイン農業協同組合、富士北麓森林組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はそのあっせん
 - エ 農林業生産資材等の確保、あっせん
 - オ 農林産物の供給調整体制の確立
- (2) 富士吉田商工会議所
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
 - オ 災害時における医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - カ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (4) 富士吉田歯科医師会
 - ア 歯科医療活動
 - イ 遺体の検案の協力
 - ウ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
- (5) 富士五湖薬剤師会
 - ア 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理
 - イ 医薬品の調達、供給
 - ウ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
- (6) 富士吉田建設協業協会・富士吉田市建設安全協議会
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設の協力
 - エ その他災害時における復旧活動の協力
 - オ 加盟各事業者との連絡調整
- (7) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
 - ウ 入所者に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - エ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - オ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - カ 火気使用及び実験学習の中止
 - キ 応急医薬品の整備

- ク 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- ケ 避難者の受け入れ準備
- (8) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - ウ 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - エ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - オ 応急医薬品の整備
 - カ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - キ 災害時における収容者の保護受入の準備
 - ク 火気使用及び実験学習の中止
- (9) 富士吉田市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保
- (10) 山梨県防犯協会富士吉田支部・富士吉田交通安全協会
 - ア 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報
 - イ 災害時の交通規制、防犯対策の協力
 - ウ その他災害応急対策の業務の協力
- (11) 自主防災組織
 - ア 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力
 - エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等の協力
 - オ その他応急対策全般についての協力
- (12) 富士吉田防災士会
 - ア 平常時の協力

平常時から地域住民、地域団体及び防災関係機関との連携に努め、地域防災活動への指導助言、その他防災意識の啓発活動等を行うことにより、地域における防災体制の確立に貢献するものとする。
 - イ 災害発生時の協力
 - (ア) 災害発生時における救助活動への援助
 - (イ) 災害発生時における避難所運営に係わる指導及び援助
 - (ウ) その他災害発生時において必要と認められる援助

第4章 富士吉田市の概要と過去の災害履歴

第1 自然的条件

1 位置及び面積

○位置(役所 所在地)

東経 138度49分

北緯 35度30分

標高 769m

○面積121.74km²

上吉田 90.552km²

下吉田10.367km²

明見 14.151km²

上暮地6.670km²

○極位

極東 東経138度52分28秒 杓子山頂(小明見)

極西 東経138度44分18秒 丸山下

極南 北緯 35度21分30秒 富士山頂

極北 北緯 35度31分45秒 三ツ峠(白糸町)

2 地勢

市は、山梨県の南東部、富士山の北麓に位置する高原上に発達した都市であり、北を都留市、西桂町、東を忍野村、山中湖村、西を富士河口湖町、鳴沢村、南を静岡県小山町と接している。

地形的には富士火山地、山地、低地の三地形に区分され、市域の80パーセント以上が富士山麓の山林、原野で占められている。

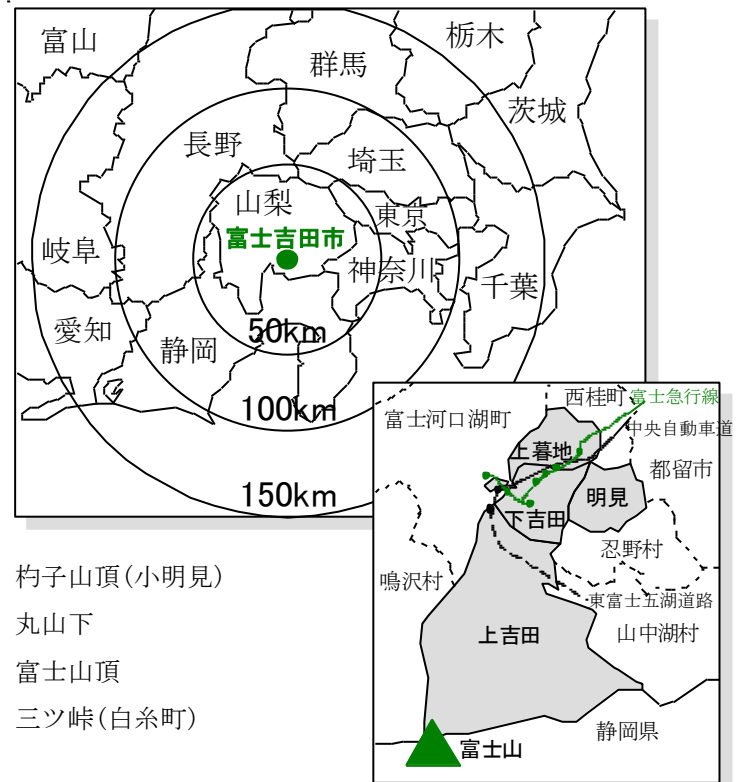
市の北側は、御坂山地をなす三ツ峠、東側は道志山地につながる杓子山などの山なみが続き、これら山地の間を相模川の上流である桂川が流れ、扇状地状の平坦地を形成している。

市街地は、標高650～850メートルの緩やかな勾配の上に発達し、市内には桂川、宮川をはじめ多くの河川が流れている。また、東京都心へ約100km、甲府市へ約30kmの距離にある。

3 地質

本市の地質は、御坂山地を形成する第3期の御坂層群と第4期の富士火山を形成する火山噴出物とに分けられる。また、富士火山噴出物は、新期と古期との2つに大きく区分することができる。これらの地層の重なりは、次の順序のようにになっている。

新期 上部溶岩類 剣丸尾、雁丸尾溶岩類(オ) 下部溶岩類 船津、城山、明見溶岩類(エ) 新期泥流及び火山礫 上部吉田層(ウ)	沖 積 世	第4 紀
古期泥流及び古期溶岩類 下部吉田層(イ)	洪 積 世	
基盤岩類 御坂層群(ア)	中 新 世	第3 紀



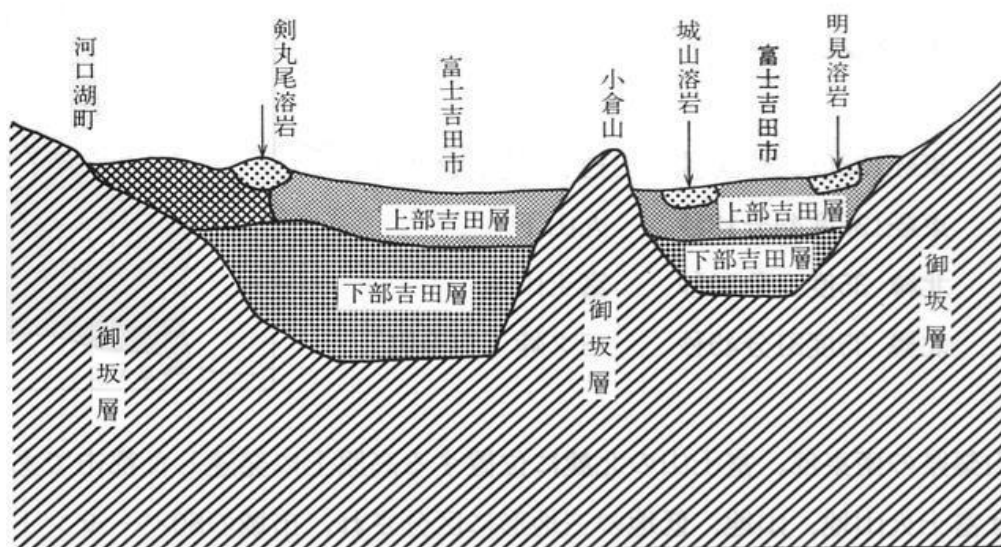
第3紀の御坂層群の地層は、富士火山の基盤となっているもので、その構成する岩石は、石英閃緑岩等の火成岩類と礫岩を主体とした泥岩、砂岩、中新世に海底に噴出し変質した玄武岩を伴う安山岩質岩石等がみられる。

石英閃緑岩は、市の東南部桂川の右岸忍野よりに露出し、礫岩、安山岩質岩石は上暮地と下吉田地区の一部に分布している。

なお、市の東南部には、富士火山噴出物によって島状にうめ残された御坂層で形成されている小倉山、城山がある。

富士山及び富士山麓は、主に第4紀の火山地である。富士火山噴出物に覆われた地層は、玄武岩質岩石や砕屑岩火山灰からなっており、溶岩がよく発達している。

なお、富士吉田市の地質堆積状態の模式断面を示すと下図のとおりである。



4 活断層の概要

地震災害は、地質構造線と関係が深く、特に活断層の存在は阪神・淡路大震災のような直下型地震と密接なかかわりを持っている。

山梨県にも幾条もの構造線(活断層)が交錯しているが、地震発生数は、主に2つの構造線に集中している。

1つは、富士・八ヶ岳構造線(N40° W N50° E)で県内有感地震の約34%、今1つは、甲府構造線(N30° E N60° W)で約20%が発生している。

関東大震災の際に県内で、特に震害の大きかった地区の分布をみると、これらの地区が、ある方向をもって配列している。これによると震害の大きい地区は、笛吹川の沿岸及びその南側の曽根丘陵地帯一帯、桂川北側の河口湖、三ツ峠、都留市大幡、大月市賑岡を結ぶ線一帯、桂川南側から富士吉田市明見、都留市三吉、開地、盛里、大月市富浜、小菅村桐原を結ぶ線一帯の3つの区域である。

これらの区域は、方向をもってN50° Eの方向に連続している。また、これらの区域の地質構造から、この方向は甲府構造線と呼ぶ活断層区域と一致する。

本市においても、大月から富士吉田に至る桂川沿岸に、北東方向に走る活断層の存在が確認されており、これらに沿って過去数回マグニチュード5～6級の地震が発生している。

5 気候

市の気候は、富士山麓に位置し標高が高いため、夏は涼しく、冬は南西の季節風の影響を受け寒い日の続く、典型的な寒冷地の気候を示している。

年間降水量は、平成19年～平成23年の平均値で1,594mmと、全国平均より少ないものの県内では雨が多く降る地域となっている。年間の平均日照率も全国平均を上回っている。

資料編 ・ 気象概況（月別気温及び降雨量）（P125）

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は令和2年10月1日（国勢調査）で46,530人（男22,645人、女23,885人）となっており、世帯数は18,337世帯である。65歳以上の高齢者の人口は14,351人で、市の総人口の約30.8パーセントを占め、前回（平成27年）国勢調査時の27.1パーセントと比べてもわかるとおり、年々高齢者層の比率が増加する傾向にあるといえる。

資料編 ・ 人口、年齢3区分分布の表（P126）

2 土地利用

本市の総面積は121.74平方キロメートルで、用途地域の指定状況などその利用区分は資料編へ掲げる。

資料編 ・ 地目別面積（P126）

・ 都市計画用途地域指定状況（P127）

3 交通（道路・鉄道の位置等）

本市の道路網は、高速自動車国道として中央高速自動車道富士吉田線、東富士五湖道路に通じるほか、河口湖を経て甲府方面と連絡する国道137号、山中湖を経て御殿場方面と連絡する国道138号、大月・都留方面から市内を通り富士宮方面へ連絡する国道139号の5路線の広域幹線道路が集中する道路交通の要衝にある。

しかし、これらの主要道路は、朝夕の時間帯には周辺市町村からの通勤・通学者等の流入が激しく、混雑が見られ、特に都留市方面からの流入の基線である国道139号、河口湖方面からの流入による国道137号の混雑、国道138号の新屋付近や市道明見東通り線の混雑が顕著である。

また、観光シーズンにおいては、富士山等への観光客の流入が非常に多く、ピーク時には国道138号（上宿交差点から山中湖村方面）、139号（上宿交差点から富士河口湖町方面）において終日渋滞が見られ、市民生活への影響も大きい。

公共交通網としての鉄道は、富士急行線が富士河口湖方面とJR大月駅を結んでいる。

資料編 ・ 幹線道路網図（P39）

第3 過去の災害履歴

近年における災害の記録は次表のとおりであるが水害としては、平成3年の台風12号が記憶に新しい。

また、本市に影響があった過去の災害には次のようなものがある。

1 過去の主な一般災害

災害区分	災害発生日	被災地域	被害状況
風水害 (台風7号)	昭和34年8月14日	富士吉田市全域	被災総数112世帯、392人 住宅全壊8戸、半壊104戸
風水害 (台風15号)	昭和34年9月26日	富士吉田市全域	被災総数450世帯、1,575人 住宅全壊5戸、半壊15戸 準半壊80戸、小破損350戸
雪代	昭和36年4月6日	宮川流域	床上浸水44戸、床下土砂流入70戸 流失家屋1戸
風水害 (台風26号)	昭和41年9月26日	富士吉田市全域	重傷者2人、軽傷者8人 住宅全壊225戸、半壊34戸 床上浸水43戸、床下浸水18戸 小破損320戸 農作物被害1億8千万円
風水害 (台風5号)	昭和58年8月16日	新倉地区	床上浸水67戸、床下浸水78戸 道路決壊3箇所 山崩れ5箇所
風水害 (台風12号)	平成3年8月20日	向原地区	全壊1戸、半壊8戸 床上浸水76戸、床下浸水103戸
大雪（雪害）	平成10年1月14日～16日	富士吉田市全域	重傷者1名、軽症者1名、非住家全壊11戸、半壊1戸、鉄道不通
風水害 (台風12号)	平成23年9月1日～5日	富士吉田市全域	床下浸水1戸 土砂崩れ22箇所
風水害 (台風15号)	平成23年9月21日	富士吉田市全域	床上浸水4戸、床下浸水6戸 土砂崩れ11箇所
大雪（雪害）	平成26年2月14日～15日	富士吉田市全域	積雪量143cm、死者1人、住宅全壊3戸、半壊3戸 一部損壊36戸、農業関係施設64棟、公共施設2件、避難者166名、中央道・富士五湖道・R137・R138・R139通行不能、鉄道不通

風水害 (台風21号)	平成30年9月3日～5日	富士吉田市全域	半壊4戸、一部損壊9戸 避難者6名
風水害 (台風24号)	平成30年9月28日～ 10月1日	富士吉田市全域	半壊1戸、床上浸水3戸、一部損 壊5戸、死者1人 避難者42名
風水害 (台風19号)	令和元年10月9日～ 13日	富士吉田市全域	半壊2戸、一部損壊4戸、床下浸 水1戸 土砂崩れ1箇所 負傷者1名、避難者241名

2 過去の主な地震災害

災害発生日	被害状況
1707(宝永4). 11. 23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854(安政元). 11. 4	朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与える。(安政大地震M8. 4)(温恭院殿御実記)
1918(大正7). 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震(M6. 3)、谷村、鰍沢等に被害
1923(大正12). 9. 1	関東大地震(M7. 9甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1, 761棟半壊4, 992棟、地盤の液状化現象3箇所
1944(昭和19). 12. 7	東南海地震(M7. 9)で甲府にも被害
1996(平成8). 3. 6	山梨県東部地震(M5. 8富士吉田市震度5)本市では、水源の汚濁により断水となり3, 600世帯、9, 000人に影響
2011(平成23). 3. 11	東日本大震災(M9. 0富士吉田市震度4)市内全域で停電 水源の汚濁により断水となり4, 000世帯、10, 000人に影響
2011(平成23). 3. 15	静岡県東部地震(M6. 0富士吉田市震度5弱)本市負傷者1人、下吉田の一部地域で断水